

平成 21 年 5 月 18 日

各 位

会社名 新日本製鐵株式會社
代表者名 代表取締役社長 宗岡 正二
コード番号 5401
問合せ先 総務部 総務グループリーダー
新海 一正
電話番号 03-3275-5178

定款中一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 18 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 24 日に開催予定の第 85 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

定款変更の目的

上場会社の株券電子化等を目的とする「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）」の施行（平成 21 年 1 月 5 日）により、株券を発行する旨の定款の定めが廃止されたこと等から、株券の発行・存在を前提とした規定その他不要になった文言の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、株券の電子化により、今後は新たに株券喪失登録の事務は生じないこととなりますが、株券を発行する旨の定款の定めが廃止されてから 1 年間は従前の株券喪失登録簿に係る事務を継続する必要があることから、附則を新たに設けてその経過措置を定めるものであります。

定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

日程

平成 21 年 5 月 18 日（月曜日）	第 85 回定時株主総会の招集を決定する取締役会開催
平成 21 年 6 月 24 日（水曜日）	株主総会開催（定款変更議案含む）
同日	定款変更の効力発生日

以 上

(下線部分が変更部分です。)

現行定款	変更後の定款案
<p>第5条 (略)</p> <p>2. 本会社は、株式に係る株券を発行する。但し、<u>1単元の株式の数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券は、<u>株式取扱規程に定める場合を除き発行しない。</u></p>	<p>第5条 (同 左)</p> <p>(削る)</p> <p>(注) 左記の第2項本文の定めは、平成21年1月5日に廃止されております。</p>
<p>第6条 本会社の発行する株式については、1,000株をもって、株主(実質株主を含む。以下同じ。)が株主総会において1個の議決権を行使することができる1単元の株式とする。</p> <p>2. 本会社の株主は、<u>単元未満株式</u>について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>3.(略)</p>	<p>第6条 本会社の発行する株式については、1,000株をもって、株主が株主総会において1個の議決権を行使することができる1単元の株式とする。</p> <p>2. 本会社の株主は、<u>1単元の株式の数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)</u>について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)~(3) (同 左)</p> <p>3.(同 左)</p>
<p>第7条 (略)</p> <p>2.(略)</p> <p>3. 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成及び備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>第7条 (同 左)</p> <p>2.(同 左)</p> <p>3. 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p>第37条 本会社は、3月31日のほか、9月30日その他取締役会が定める日の最終の株主名簿に記録<u>又は記載</u>の株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>第37条 本会社は、3月31日のほか、9月30日その他取締役会が定める日の最終の株主名簿に記録の株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 <u>本会社の株券喪失登録簿の備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。</u></p>

	<p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の終了をもって前条及び本条を削る。</p>
--	--

以上